

よくあるお問合せ(酒類販売事業者等以外の事業者) 中小企業等支援給付金 7~9月分 (9/14時点)

No.	カテゴリ	想定問	回答
1	概要	中小企業等支援給付金の概要を知りたい。	神奈川県では、2021年7月から9月にかけての緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う飲食店への休業・時短要請又は外出自粛等の影響を受け、売上が減少した酒類販売事業者以外の県内の事業者等の皆様に対し、国の月次支援金に対して、県独自に給付金額を加算して支援を行います。 給付金の額は、1か月当たり、中小法人等の場合5万円、個人事業者等の場合2.5万円となります。
2	概要	中小企業等支援給付金(4~6月分)とで制度に違いはあるか。	給付金の制度に変更はございません。給付対象月が延長され7~9月分が追加されました。
3	対象者	どのような事業者が対象となるのか。	対象となる事業者は 1 国の月次支援金の支払いを受けていること。 2 地方公共団体による対象月における休業又は営業時間短縮の要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている者でないこと。 3 他の都道府県による月次支援金に準じた給付金又は大規模施設等に対する協力金を受給しておらず、今後も受給する意思がないこと。 4 対象月において県内に本社や主たる事業所を有する中小法人等又は県内に住所を有している若しくは県内で主たる事業活動を行う個人事業者等であること(酒類販売事業者等(酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者)を除く)。 5 給付金の給付を受けた後にも事業の継続及び立て直しをする意思があり、事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行う意思があること。
4	対象者	「中小法人等」、「個人事業者等」とは具体的にどのような事業者か。	「中小法人等」とは、資本金等10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下の法人をいいます。 「個人事業者等」とは、個人で開業し、主たる収入を事業所得で確定申告した「個人事業者」のほか、「フリーランス」や、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した方を含みます。
5	対象者	県内に事業所(店舗)が複数ある場合は、すべての事業所(店舗)単位で申請できるのか。	事業所(店舗)単位ではなく、事業者単位となります。
6	対象者	本社が県外にある事業者も、県内に店舗があれば対象になるか。	県内に主たる事業所があれば対象となります。ただし、本社がある他都道府県の同種の支援金を受給しておらず、かつ、今後も受給しないことが要件となります。
7	対象者	県内で事業活動を行う個人事業者等とはなにか。	県内で主たる事業活動を行う個人事業者等とは、確定申告書第一表、青色申告決算書、収支内訳書に記載された事業所在地等が県内に所在している個人事業者等又は、県内に事業所が所在し、その事業所の賃貸借契約を締結しているまたは、その所有権を登記している個人事業者等をいいます。
8	対象者	他の協力金や支援金と重複して受給できるのか。	飲食店の協力金の受給資格がある場合や、大規模施設等に対する協力金及び他都道府県の同種の支援金を受給している、または今後受給する予定の方は対象外です。

No.	カテゴリ	想定問	回答
9	対象者	月次支援金について、7月分は受給しているが、8月分は受給していない。 どの月が給付対象となるのか。	国の月次支援金の受給対象月を給付の対象とします。
10	対象者	月次支援金の4～6月分は受給したが、7～9月分は申請していない。その場合、本給付金の7～9月分の申請かできるか。	申請を行う対象月について、月次支援金を受給されていることが申請の要件になります。
11	対象者	月次支援金の申請資格はあるが、受給していない場合は対象となるか。	国の月次支援金を受給していることが支援の要件となりますので、月次支援金を受給していない場合は給付対象とはなりません。
12	対象者	2021年7～9月の売上の合計と月次支援金の受給額の合計が、昨年及び一昨年の同月の売上の合計を上回ったとしても、月次支援金を受給している場合は、当該月は給付対象になるか。	月次支援金を受給している場合、対象となります。
13	対象者	廃業の予定の場合は、対象となるか。	今後も事業を継続する意思があることが支援の要件となりますので、廃業を予定している場合は、対象なりません。
14	対象者	事務所が県外にある個人事業者も、県内に居住していれば対象となるか。	県内に居住されていても、県外で事務所を設けて事業活動を行う個人事業者の方は、対象外です。
15	対象者	個人事業者だが、2021年1月以降に開業又は確定申告義務がなかったため、2020年分の確定申告書を持っていない。	確定申告書をお持ちでない方は、開業届の写しをご提出ください。開業届をお持ちでない場合は、事業所の住所が確認できる登記事項証明書又は賃貸借契約書の写しをご提出ください。 なお、事務所をお持ちでない個人事業者の方は、住民税申告書の写しをご提出ください。
16	申請	申請は7～9月分をまとめて行うのか。	原則3か月分をまとめて申請していただきますが、7～9月分を分けて申請いただくことも可能です。 ただし、郵送による申請の場合、申請の都度、必要書類一式のご提出をお願いすることになります。
17	申請	申請開始はいつからか。	<p>《郵送申請》 2021年9月1日から開始します。</p> <p>《電子申請》 2021年9月下旬を予定しています。 決まり次第、事務局ホームページでお知らせします。</p> <p><u>※4～6月分の申請受付期間とは異なりますので、申請の際にはご注意ください。</u> <u>申請受付期間を超えた場合は受付できませんので、あらかじめご承知おきください。</u></p>

No.	カテゴリ	想定問	回答
18	申請	申請方法を知りたい。	郵送申請の場合は、2022年1月31日（消印有効）までに、申請書類を郵便でお送りください。なお、県は郵便事故における責任は負いかねるとともに、郵送物の到達確認の問合せには対応しかねますので、到達状況の確認ができる簡易書留やレターパックなどでお送りいただくことを推奨します。 電子申請の方法は、事務局ホームページをご覧ください。
19	申請	申請に必要な書類は何か。	次の書類が必要になります。 【必須書類】 ・「神奈川県中小企業等支援給付金給付申請書兼宣誓・同意書（7～9月分）」 ・月次支援金の支払証明書類（給付通知書）の写し ・「口座振込依頼」に記載した振込先の通帳等の写し（預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の見開き部分） 【中小法人等の方のみ】 ・履歴事項全部証明書の写し（提出日から3か月以内に発行されたもの） 【個人事業者等の方のみ】 ・本人確認書類の写し（運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）等） ・確定申告書第一表（令和2年分）
20	申請	申請書類はどこで入手できるか。	申請書類は、2021年9月1日から事務局ホームページで公開するほか、次の場所で配布します。 ＜横浜市＞各区役所・横浜市役所（市民情報センター） ＜川崎市＞各区役所・川崎市役所 ＜その他の市町村＞各市役所・町村役場 ＜商工会議所等＞各商工会議所、商工会議所連合会、各商工会、商工会連合会、 神奈川産業振興センター ＜県機関＞県政情報センター、各県民センター・各地域県政総合センター（県政情報コーナー）
21	申請	本人確認書類の写し（個人事業者等の方のみ）は、運転免許証やマイナンバーカードの他にどのようなものが該当するのか。	本人確認書類の写し（個人事業者等の方のみ）は、運転免許証やマイナンバーカードの他、次の書類のいずれかひとつをご提出ください。 ・写真付き住民基本台帳カード（表面のみ） ・各種健康保険証 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・住民票及びパスポート ・官公署が発行したその他の免許証・許可証・資格証明書等で「氏名」「現住所」「生年月日」が記載されているもの
22	申請	月次支援金の支払証明書類を紛失した場合は、どうするのか。	月次支援金申請マイページ上における給付が完了したことが確認できる画面（申請番号、給付額、申請対象月が分かる部分）の写し、及び月次支援金の入金が見える通帳の写しを提出してください。
23	申請	申請書と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいのか。	振込口座は必ず申請者名義の口座としてください。 法人の場合は申請をされる法人の口座に、個人事業者の場合は申請をされるご本人の口座に限ります。
24	申請	合同会社はどのような書類が必要か。	合同会社の必要書類は株式会社などの法人と同様です。

No.	カテゴリ	想定問	回答
25	申請	申請書類を持参したいが、受付場所はどこか。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、持参による申請書類の受付はしておりません。申請書類を郵便でお送りください。なお、県は郵便事故における責任は負いかねるとともに、郵送物の到達確認の問合せには対応しかねますので、到達状況の確認ができる簡易書留やレターパックなどでお送りいただくことを推奨します。
26	申請	月次支援金の振込はあったが、給付通知書が届いていない場合、申請ができないか。	月次支援金の給付通知書がお手元に届いていない場合は、月次支援金申請マイページ上における給付が完了したことが確認できる画面（申請番号、申請対象月が分かる部分）の写し、及び月次支援金の入金が見える通帳の写しを提出してください。
27	簡易申請	簡易申請と通常申請とはなにか。	簡易申請は、4～6月分の中小企業等支援給付金を既に申請された方が、7～9月分の申請時に提出資料を一部省略できる申請方法です。中小企業支援給付金を初めて申請する場合、必要書類をすべて提出していただく、通常申請となります。詳しくは事務局ホームページの申請の手引き6ページをご確認ください。
28	簡易申請	簡易申請が可能なのはどのような申請者か。	4～6月分の中小企業等支援給付金を既に申請し、前回申請時と申請者情報及び給付金振込口座に変更がない方は簡易申請が可能です。詳しくは事務局ホームページの申請の手引き6ページをご確認ください。
29	簡易申請	簡易申請の場合、どのような提出書類が必要か。	次の書類が必要になります。 【必須書類】 〈電子申請の場合〉 ①「神奈川県中小企業等支援給付金給付申請書兼宣誓・同意書（7～9月分）」 ②月次支援金の支払証明書類（給付通知書）の写し 〈郵送申請の場合〉 ①「神奈川県中小企業等支援給付金給付申請書兼宣誓・同意書（7～9月分）」 ②月次支援金の支払証明書類（給付通知書）の写し ③本人確認書類の写し（運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）等） ※③については、個人事業者等の方のみ 詳しくは申請の手引きをご確認ください。
30	簡易申請	簡易申請をする場合に注意点等があるか。	4～6月分の中小企業支援給付金を既に申請された場合でも、7～9月分で申請する際に、4～6月分申請時に提出した、申請者情報及び本給付金振込口座のいずれかに変更がある場合は、簡易申請の対象外となります。この場合は、通常申請（郵送申請に限る）となりますので、詳しくは事務局ホームページの申請の手引き6ページをご確認ください。
31	簡易申請	4～6月分を既に申請したが、簡易申請を利用できない場合はあるか。	簡易申請は前回の申請方法（電子申請または郵送申請）と同一にする必要があります。 4～6月分の申請で郵送申請を利用された方が、7～9月分の申請で初めて電子申請を利用される場合、簡易申請はできません。（郵送申請による簡易申請なら可） 4～6月分の申請で電子申請を利用された方が、7～9月分の申請で初めて郵送申請を利用される場合、簡易申請はできません。（電子申請による簡易申請なら可） 詳しくは事務局ホームページの申請の手引き6ページをご確認ください。
32	簡易申請	4～6月分を電子申請し、7～9月分の申請は郵送申請する場合、郵送による簡易申請は可能か。	郵送による簡易申請はできません。郵送による通常申請であれば可能です。なお、4～6月分を電子申請された方は、7～9月分についても電子申請を推奨します。 ※7～9月分の電子申請は2021年9月下旬開始の予定です。

No.	カテゴリ	想定問	回答
33	簡易申請	4～6月分をまだ申請していない状況だが、7～9月分と併せてまとめて申請するにはどのように申請したらよいか。	<p>〈電子申請の場合〉 4～6月分を先に申請してから、7～9月分を申請してください。</p> <p>〈郵送申請の場合〉 次のものをすべてそろえて送付してください。 ・4～6月分についての提出書類一式（申請書及び全ての提出書類） ・神奈川県中小企業等支援給付金給付申請書兼宣誓・同意書（7～9月分） ・月次支援金の支払証明書類（給付通知書）の写し</p> <p>※No.29簡易申請をご覧ください。</p>
34	給付	7～9月分を簡易申請した場合、振込口座はどこになるのか。	4～6月分の申請時に提出された振込口座へ振り込みます。
35	給付	給付はどのように行われるのか。	申請内容が適正と認められた場合は、指定の口座に給付金をお振込みします。
36	給付	給付（不給付）の通知は来るのか。	給付を決定した場合は、指定の口座への振込みをもって通知に代えます。不給付を決定した場合は、理由を付して通知します。（郵送申請の場合のみ。電子申請の場合は、いずれもシステムで通知します。）
37	給付	申請からどのくらいの期間で給付されるのか。	できるだけ速やかな給付に努めてまいります。大変多くの申請が想定されますので、一定程度お待たせすることもあると考えております。なお、提出書類に不備がある場合、内容確認の連絡や書類の追加提出を依頼するため、給付までにお時間をいただくこととなります。
38	その他	中小企業等支援給付金は課税対象となり、確定申告が必要か。	課税対象となるため、確定申告が必要です。申告方法などの詳細は、最寄りの税務署にお問合せください。
39	その他	中小企業等支援給付金は会計上どのように処理すべきか。	どの科目に計上すべきかなど、会計上の処理については、税理士等とご相談ください。

No.	カテゴリ	想定問	回答
40	その他	なぜ、酒類販売事業者等に対してのみ、売上の減少率が50%未満でも支援するのか。 なぜ酒類販売業者等に対する支援のみ上乗せ単価が高いのか。	まん延防止等重点措置等に伴い、飲食店にお酒の提供の停止をお願いしており、酒類販売事業者は、他の事業者と比較しても、より厳しい状況にあると考えられます。 また、国においても、県が酒類販売事業者に対して行う支援について、県に交付する「特別な財政支援」を設け、優遇を推奨しています。
41	その他	中小企業等支援給付金の額の算定根拠を知りたい。	中小企業等支援給付金の額につきましては、東京都、埼玉県、千葉県など首都圏の支援の状況や、酒類提供停止要請によって最も打撃を受けている酒類販売事業者の経営への影響度合いを勘案しつつ、限られた財源の中で最大限の支援ができる単価を設定しております。
42	その他	なぜ、売上の減少率が50%未満の中小法人等に対する支援はないのか。	中小企業等支援給付金は、国の月次支援金の給付対象者に県独自に給付金額を加算する支援策であるため、月次支援金の受給者でなければ給付対象とはなりません。こうした事業者に対しては、融資を受ける際に必要となる信用保証料について、補助を拡充し、事業者の負担をゼロにするといった、金融面での支援を行っています。（令和3年12月まで） http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/index.html
43	その他	新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに困っている。何とかならないか。	新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金でお悩みの方は、厚生労働省による生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金等の特例貸付）がございますので、最寄りの社会福祉協議会へご相談ください。詳細につきましては、下記URLをご確認ください。 「厚生労働省 生活福祉資金貸付制度」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html 経営全般に関するご相談は、最寄りの商工会・商工会議所や（公財）神奈川産業振興センターなどに設置している「経営相談窓口」へご相談ください。